

裁 決 書

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

審査請求人 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

〇〇〇〇〇〇〇〇

福岡県田川市中央町1番1号

処 分 庁 田川市福祉事務所長

審査請求人が令和元年6月21日に提起した、処分庁が令和元年5月16日付けで行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第78条の規定に基づく費用徴収決定処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件処分を取り消す。

事案の概要

- 1 平成30年2月21日、処分庁は、〇〇〇〇氏（以下「本件対象者」という。）に対し法に基づく保護を開始した。
- 2 平成30年6月21日、本件対象者の母が死亡した。
- 3 平成30年7月3日、処分庁の職員は、本件対象者に対し、亡母の未支給年金（以下「未支給年金」という。）の請求手続を行うよう指導した。
- 4 平成30年7月6日、本件対象者は、田川市市民生活部市民課年金係において未支給年金の請求手続を行った。
- 5 平成30年7月24日、本件対象者は、処分庁に対し、生活保護開始前に消費者金融

から借入を行っており債務があることの申出を行った。そこで処分庁の職員は、本件対象者に対し、弁護士からの法的アドバイスを受けて債務整理を行うよう指導した。

6 平成30年9月14日、本件対象者は、未支給年金として合計118万8,308円を受領した。しかし、本件対象者は、その受領の事実を処分庁に直ちに届け出なかった。

7 平成31年1月8日、本件対象者は、処分庁に対し、平成30年9月に未支給年金として合計118万8,308円を受領したこと、また、その受領した額のうち29万余円を自動車の修理やタイヤの購入のために既に費消しており、約90万円しか残っていないことの届出を行った。

8 平成31年1月15日、本件対象者は、破産申立代理人弁護士に対し、未支給年金のうち費消していない90万円を預けた。

9 平成31年4月11日、〇〇〇〇〇裁判所〇〇〇〇において本件対象者の破産手続開始決定が行われた。

10 令和元年5月16日、処分庁は、本件対象者に対し、計118万8,308円を徴収金額とする本件処分を行った。また、同日、処分庁は、本件対象者の破産管財人である審査請求人に対し、本件処分の費用徴収決定通知書の写しを送付し、交付要求を行った。

11 令和元年6月10日、処分庁は、審査請求人に対し、本件処分に係る生活保護の支給に関する過払金算定表（以下「過払金算定表」という。）を送付した。

この過払金算定表には、本件処分の徴収金額の算定の対象とした保護費について、平成30年6月から令和元年5月までの間としていた。

12 令和元年6月21日、審査請求人は、田川市長に対し、本件処分の取消しの裁決を求める審査請求を行った。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

(1) 「不実の申請その他不正な手段」があったと評価し得るのは、本件対象者が未支給年金を受領した平成30年9月14日以降であり、それより前については不正受給に当たらない。

(2) 処分庁は、平成31年1月8日時点で既に本件対象者が未支給年金を受領していたことを知っており、処分庁が当該事実を知った上で本件対象者に対し支給した保護費

については「不実の申請その他不正な手段により保護を受け」た場合に当たらない。

(3) (1)及び(2)について「生活保護手帳別冊問答集2016」(中央法規出版)問13—21法第63条に係る資力について収入申告しなかった場合の取扱い(問)(以下「別冊問答集問13—21」という。)が参考になり、これと異なる取扱いをすべき合理的理由はない。

(4) よって、平成30年6月から同年9月までの間の保護費の支給分及び平成31年2月から令和元年5月までの間の保護費の支給分に関しては、「不実の申請その他不正な手段により保護を受け」たものとは言えず、本件処分が違法であることは明らかである。

2 処分庁の主張の要旨

(1) 審査請求人が「不実の申請その他不正な手段により保護を受け」たものとは言えないと主張する、平成30年6月から同年9月までの間の保護費の支給分及び平成31年2月から令和元年5月までの間の保護費の支給分(本書第2の1の(4))のうち、平成30年9月の保護費の支給分を除いたその他の保護費の支給分については、審査請求人の主張を否定しない。

(2) 法第31条第2項で「生活扶助のための保護金品は、1月分を限度として前渡するものとする。」とされており、収入の認定も厚生労働省事務次官通知第8—2において「収入の認定は、月額によること」としていることから、平成30年9月の保護費の支給分については、その全額が徴収金に含まれる。

理 由

1 本件処分に係る法令等の規定について

(1) 法第78条第1項は、「不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に100分の40を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。」と規定している。

(2) 別冊問答集問13—21には、交通事故に係る保険金の給付に関し収入申告をしなかった場合の例を掲げ、「保険金受領から発覚時までの保護費については法第78条を適用」と示されている。

2 本件処分の適否について

(1) 本件審査請求の争点について

法第78条第1項は、「不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収する」ことができると規定しており、このことから、同条の規定による徴収は、支弁した保護費がその対象となるといえるが、本件処分に係る費用徴収決定通知書には、未支給年金の年金種別の内訳が記載されているのみで、徴収の対象となる保護費については記載されておらず、その不備が認められる。

このように費用徴収決定通知書からは徴収の対象となる保護費について明らかではないが、審理員関係人双方の主張から過払金算定表に記載されている平成30年6月から令和元年5月までの間に支給された保護費を対象として算定されていることが認められる。

処分庁は、その弁明において審査請求人の主張の一部を認めており、このことから既に本件処分はその取消しを免れないものであるが、審査請求人にとっては平成30年10月から平成31年1月までの間の保護費を対象として算定すべきと主張し、処分庁にとっては平成30年9月から平成31年1月までの間の保護費を対象として算定すべきと主張しており、法第78条の規定による徴収金の算定の対象となる保護費が争点であると考えられる。

(2) 法第78条の適用について

法第78条の趣旨は、「不実の申請その他不正な手段」による保護費の受給について、不正に受給した額を徴収することに加え、その4割以下の額を制裁として徴収できるものとするすることで、保護の不正受給を防止し、生活保護制度をその悪用から守るところにあると解される。

よって、「不実の申請その他不正な手段」による保護費の受給が判明した場合、処分庁は遅滞なく徴収に係る事務を処理することはもちろんのこと、不正に受給した保護費の額と制裁として徴収する額を適正に算定することが必要で、不正に受給した保護費の額の算定に当たっては「不実の申請その他不正な手段」により保護費を受給していた状態と適合するものでなければならない。この「不実の申請その他不正な手段」により保護を受給していた状態とは、別冊問答集問13—21からその行為があった時からその行為がなくなった時までの間を指すものと解される。

(3) 本件処分の適否について

「不実の申請その他不正な手段」により保護費を受給していた状態と評価できるのは、(2)により、本件対象者が未支給年金を受領した平成30年9月14日から処分庁がその受領を知った平成31年1月8日までの間（以下「不正期間」という。）であるとすべきである。

このことについて、処分庁の弁明及び過払金算定表から、本件処分の徴収金の額の算定に当たって、不正期間を全く考慮していないことが認められる。

処分庁は、法第31条第2項の規定及び厚生労働省事務次官通知第8-2を根拠として平成30年9月の保護費の全額を徴収金の算定の対象とすることができることを主張するが、これらは生活扶助の方法及び収入の認定についての根拠であって、不正期間でない期間についてまで徴収金の算定の対象として月単位で算定することができることの根拠とは認められない。そもそも不正期間でない期間の保護費を徴収金の算定の対象とすることは不当に徴収金を算定するもので、法第78条が不正に受給した保護費の4割を制裁として徴収することができるとしている趣旨からも、不正期間は月単位で判断すべきものではないと解される。

よって、処分庁は、本件処分を行おうとする際、その徴収金の算定に当たっては、平成30年9月から平成31年1月までの間に支給した保護費のうち、不正期間に限定して行うべきものであり、特に平成30年9月及び平成31年1月の保護費については全額がその対象となるものではなく、具体的に保護費として充てている日に応じ、また、充てている日がないものに関しては日割計算その他の合理的な方法により、不正期間に応じた算定をし、その算定根拠を費用徴収決定通知書において明示すべきであったもので、このような方法によらず行われた本件処分は、瑕疵があると認められる。

(4) まとめ

本件処分は、法第78条の規定の適用についてその徴収金額の算定において不正期間でない期間の保護費を徴収金の算定の対象としていることから、違法な処分であると認められる。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和元年10月25日

田川市長 二場 公人